

亀山市告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）第20条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月19日

亀山市長 櫻井 義之

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

（1）株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

（2）楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリームゾンハウス

（3）株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目2番1号

2 指定代理納付者に納付させる歳入

亀山市ふるさと納税の寄附金

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで